

横浜市障害者プラン第2期の策定方針について

1 横浜市障害者プラン ～横浜市障害福祉計画～

(1) 策定の趣旨・目的

本市における障害福祉施策の基本的な指針を定め、必要な施策を着実に推進していくため、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」に位置づけるものとして平成16年に策定しました（計画期間：5年間）。

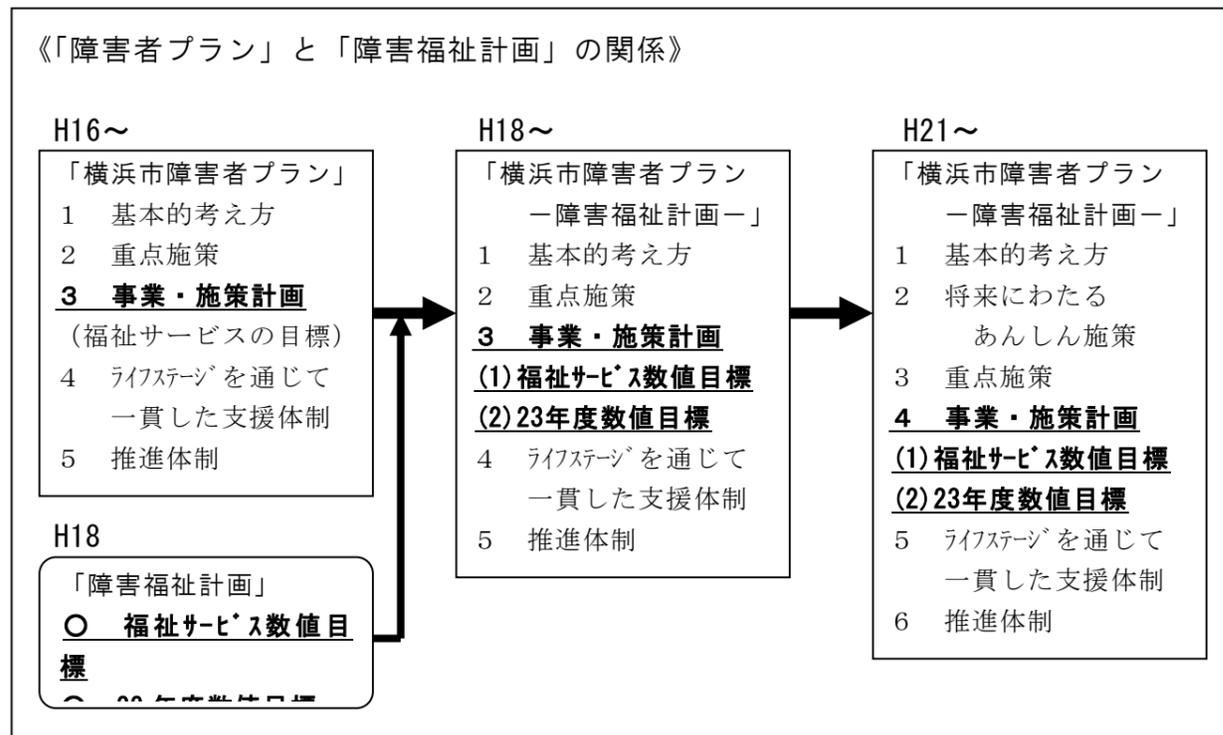
(2) 策定の手法

「横浜市障害者プラン」の策定は、横浜市障害者施策推進協議会に「障害者施策検討部会」を設置し協議することとし、関係各局（健康福祉局・こども青少年局・教育委員会事務局等）が事務局として策定に係る事務作業をすすめています。

(3) 障害福祉計画との関係

平成18年度に障害者自立支援法が施行され、都道府県及び市町村に障害福祉サービスの数値目標等を中心とした障害福祉計画の策定が義務づけられました。

本市でも神奈川県の実施調整のもとで「横浜市障害福祉計画」を策定しましたが、「横浜市障害者プラン」と連動していくため、「横浜市障害福祉計画」を「横浜市障害者プラン」の中に取り込み、一体的に作成することにしました。



2 検討のための基礎数値 -対象となる障害者数（手帳所持者数）-

	身体障害	知的障害	精神障害
18年度末	87,683	16,661	14,133
19年度末	88,689	17,653	15,723
23年度末推計（*）	92,715	22,304	24,085
26年度末推計（*）	95,854	26,580	33,162

*過去3年間と同程度の伸び率で推移した場合の推計値

3 横浜市障害者プラン第2期の策定方針

(1) 横浜市のこれまでの取組成果に基づいた計画とします。

- ・第1期プランの検証・評価結果を踏まえた、次の目標を設定

「プランでめざす社会」（第1期プランから継続）

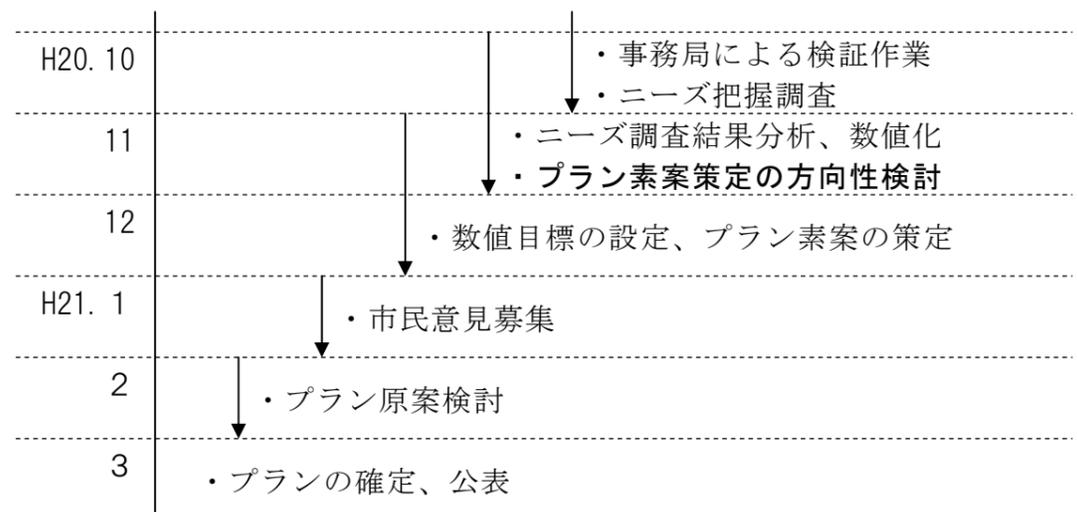
- ・障害者が自らの意思で選択し生活を定めることができる社会
- ・障害者が住み慣れた地域で生活を送れる社会
- ・障害者が安心して日々の生活を送れる社会
- ・障害児の学習環境を整備し、生活を支えていく社会

(2) 障害特性やライフステージを踏まえたきめ細かな施策の展開を図ります。

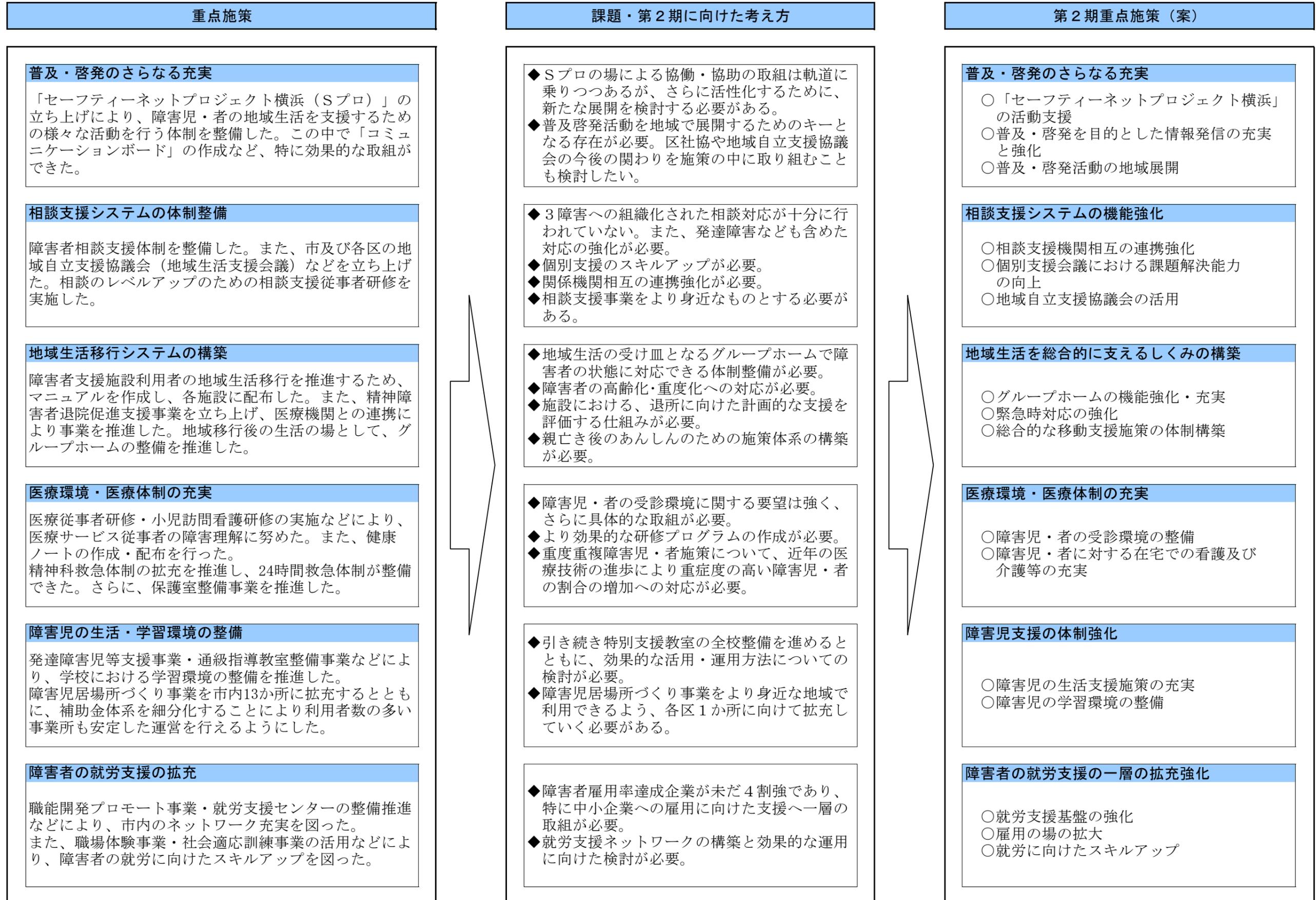
- ・身体・知的・精神の3障害をあわせた総合的な施策体系
- ・発達障害・高次脳機能障害・難病などに対応できる施策検討

(3) 「障害福祉計画」（法定の計画期間：3年間）との整合を図るため、「障害者プラン」の計画期間を6年間（平成21年度～26年度）とします。

4 スケジュールの概要

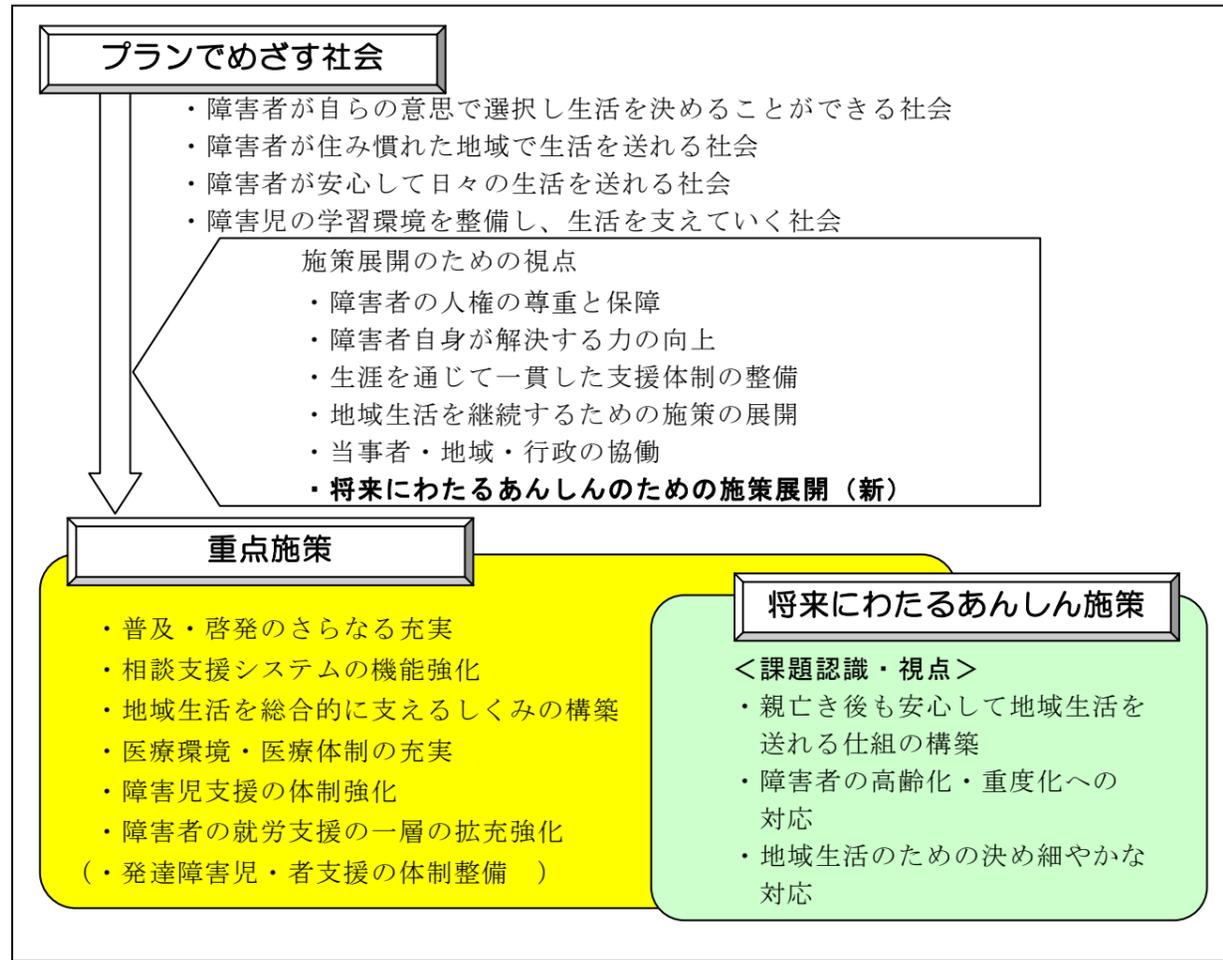


5 横浜市障害者プラン（第1期） 検証結果



6 横浜市障害者プラン（第2期）構成案

〔第1章〕 基本的な考え方



〔第2章〕 将来にわたるあんしん施策

○親亡き後も安心して地域生活を送れる仕組みの構築

- ・ 利用しやすい後見制度
〔課題認識〕 身上監護を含めた対応
法人等によるチームとしての後見手法の検討
家族がいる間からの早期対応、家族支援
費用負担
- ・ 地域生活を総合的に支援する体制づくり
〔課題認識〕 緊急時の対応（短期入所、訪問系サービス等）
総合的な移動支援施策の体系検討

○障害者の高齢化・重度化への対応

- 〔課題認識〕 重心等医療ケア対応
日中も安心して暮らせる‘住まい’の場の整備

○地域生活のためのきめ細やかな対応

- 〔課題認識〕 医療サービス・受診環境の充実
総合的な移動支援施策の体系検討
生活基盤整備
新たな障害への対応
人材確保 など

〔第3章〕 重点施策 ……第1期の成果を前提に、さらなる展開を図る。

(1) 普及・啓発のさらなる充実 (←第1期：普及啓発のさらなる充実)

- 「セーフティネットプロジェクト横浜」の活動支援
- 普及・啓発を目的とした情報発信の充実と強化
- 普及・啓発活動の地域展開

(2) 相談支援システムの機能強化 (←第1期：相談支援システムの体制整備)

- 相談支援機関相互の連携強化（ブロック会議等）
- 個別支援会議における課題解決能力の向上
- 地域自立支援協議会の活用

(3) 地域生活を総合的に支えるしくみの構築 (←第1期：地域生活移行システムの構築)

- グループホームの機能強化、充実
- 緊急時対応の強化、拡充
- 総合的な移動支援施策の体制構築

(4) 医療環境・医療体制の充実 (←第1期：医療環境・医療体制の充実)

- 障害児・者の受診環境の整備
- 障害児・者に対する在宅での看護及び介護等の充実

(5) 障害児支援の体制強化 (←第1期：障害児の生活・学習環境の整備)

- 障害児の生活支援施策の充実
- 障害児の学習環境の整備

(6) 障害者の就労支援の一層の拡充強化 (←第1期：障害者の就労支援の拡充)

- 就労支援基盤の強化
- 雇用の場の拡大
- 就労に向けたスキルアップ

追加することを検討

(7) 発達障害児・者支援の体制整備

- 発達障害に対する理解の促進
- 支援を行う機関・人材の育成
- 関係機関の連携による支援体制の整備

〔第4章〕 障害福祉計画

- これまでの福祉サービス給付実績及びニーズ把握調査結果を踏まえた目標設定

〔第5章〕 ライフステージを通じて一貫した支援体制

- ニーズ把握調査結果に基づいて将来像を提示

〔第6章〕 推進体制・関連する他の計画との連動

- 地域福祉計画（H21～H25）、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（H21～H23）